

○自動車保管場所証明事務等取扱要領の制定について

(平成6年1月27日例規第5号)

[沿革] 平成11年3月例規第16号、13年9月第35号、17年3月第8号、7月第16号、20年3月第25号、25年3月第8号、26年2月第4号、28年3月第11号、31年4月第23号、令和3年1月第1号改正

自動車保管場所証明に関する事務については、平成3年7月1日から、自動車保管場所証明書等事務の取扱要領の制定について（平成3年6月21日付け交規第772号）により実施してきたところであるが、この度、別記のとおり制定し、平成6年1月1日から適用することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

自動車保管場所証明事務等取扱要領

第1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、自動車保管場所証明（法第3条に規定する自動車の保管場所を確保していることの証明をいう。以下同じ。）に関する事務等の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 自動車保管場所証明書の交付等

1 自動車保管場所証明書等の交付

法第4条に規定する自動車保管場所証明書（施行規則別記様式第1号。以下「証明書」という。）の交付申請の受理については、別表1に、証明書交付のための現地調査については、別表2に、証明書の交付については、別表3にそれぞれ定めるところによる。

2 保管場所標章の交付及び再交付

法第6条（軽自動車である自動車を除く。）に規定する保管場所標章（施行規則別記様式第4号。以下「標章」という。）の交付申請の受理及び交付については、別表4に、標章の再交付申請の受理及び再交付については、別表5にそれぞれ定めるところによる。

3 保管場所の変更届出

法第7条（軽自動車である自動車を除く。）の規定に基づく保管場所の変更届出（以下「変更届出」という。）があった場合は、別表6に定めるところによる。

第3 自動車保管場所届出書等

法第5条に基づく届出の受理、法第6条（軽自動車である自動車に限る。）に規定する標章の交付申請の受理及び交付、標章の再交付申請の受理及び再交付並びに法第7条（軽自動車である自動車に限る。）に基づく変更届出については、別表7に定めるところによる。

第4 自動車保管場所証明システムによる電子申請の取扱い

自動車保管場所証明システム（以下「システム」という。）を使用して行う電子申請に係る自動車保管場所証明事務等の取扱いについては、別表8に定めるところによる。

第5 報告

署長は、自動車保管場所証明等取扱状況報告書（別記様式第1）により、毎月の自動車保管場所証明に関する事務の取扱状況について、翌月の5日までに、交通部交通規制課長を経て、交通部長に報告するものとする。

別表 1 (第 2 関係)

自動車保管場所証明の交付申請の受理要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
<p>1 書面審査</p>	<p>証明書の交付申請があったときは、次の事項を審査する。</p> <p>(1) 証明書の交付対象か。</p> <p>ア 自動車の使用の本拠の位置（以下「本拠の位置」という。）が法の適用地域内か。</p> <p>イ 保管場所の位置が、申請を受けた警察署の管轄区域内か。</p> <p>ウ 新規登録、変更登録、移転登録にあたるか。</p> <p>(2) 二重申請の該当の有無を口頭で確認する。</p> <p>(3) 申請書類はそろっているか。</p> <p>ア 自動車保管場所証明申請書（施行規則別記様式第 1 号。以下「証明申請書」という。） 2 通 （保管場所標章</p>	<p>○ 保管場所の位置が法の適用地域外にあっても、本拠の位置が適用地域内にあるときは証明を必要とする。</p> <p>○ 変更届出（本拠の位置に変更がない場合）に該当しないか。</p> <p>○ 車検（新規登録の際の検査を除く。）の場合は証明を必要としない。</p>

交付申請書（施行規則別記様式第3号。以下「標章交付申請書」という。）2通とワンライティングになっている。）

イ 保管場所の所在図

・配置図各1通

ウ 使用権原書1通

使用権原書は、次に掲げるものとする。

(ア) 自動車の保有者自身の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面

(イ) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する書面

例えば、次に掲げるものをいう。

・ 保管場所使用承諾証明書

○ 証明申請の疎明書面である旨が記載されているか。

○ 土地又は建物（両方に該当する場合は、双方）の疎明書面である旨が記載されているか。

○ 住所、氏名等は証明申請書と一致しているか。

○ 「使用期間」が、1か月以上であること。

- ・ 駐車場賃貸借契約書の写し又は駐車場の領収書等
 - ・ 独立行政法人都市再生機構等の法人が発行する確認証明書
- (ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用承諾証明書
- (4) 証明申請書記載内容の点検
- ア 車名の欄
メーカー名が正確に記載されているか。
- イ 型式の欄
正確に記載されているか。
- ウ 車台番号の欄
申請時に車台番号が未だ確定しないため、空欄である場合も有効なものとして受理する。
- エ 自動車の大きさ
- モータープール、月極駐車場等を保管場所として使用する場合は、契約の期間が1か月以上であること。
 - 共有者全員の住所及び氏名が記載されているか。
 - 誤記、記載洩れの場合は、訂正、補記を確実に行わせる。
 - 訂正する場合は、訂正箇所に警察署長印（以下「署長印」という。）を押すこと。
 - 証明書交付後の訂正は認められない。
 - 同一保管場所で2件以上の申請の場合、証明申請書は各別とする。ただし、使用権原書、所在図・配置図は、それぞれ各1通でよい。この場合の手数料は、各1件として扱うこと。

の欄

長さ、幅及び高さが正確に記載されているか。

オ 自動車の使用の本拠の位置の欄

(ア) 町名、地番が通称名で記載されていないか。

(イ) 地番が略されていないか。

カ 自動車の保管場所の位置の欄

(ア) 町名、地番が通称名で記載されていないか。

(イ) 地番が略されていないか。

キ 申請者の住所の欄本拠の位置と住所が一致しているか（法人等の場合を除く。）。

ク 氏名にはフリガナが付されているか。

ケ 自己単独所有・その他の欄

自分の土地又は建物を保管場所として使用する場合

○ 多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致するので、これにより記載させること。

○ 陸運支局への登録に際し印鑑証明を必要とするので、同証明の住所地と同一であることを口頭により確認し、印鑑証明と同一でないと登録が受けられないことがある旨を教示すること。

○ 可能な限り、住民登録の住所又は固定資産台帳に記載された所在地を記載させる。

○ 駐車場の場合は、

- ・ 駐車場名を正確に記載させる。
- ・ 可能な限り駐車枠を記載させる。

は、「自己単独所有」に、それ以外の場合には、「その他」に○印が付されているか。

コ 自動車登録番号の欄

保有者又は自動車販売業者等に登録後連絡をするよう依頼し、追記する。

サ 連絡先の欄

保有者本人以外の者（例えば、ディーラー）が申請した場合には、その者の氏名及び電話番号を記載させる。

(5) 所在図・配置図の点検

ア 所在図には、次の事項が記載されているか。

(ア) 本拠の位置と保管場所の位置及びその間の距離（直線距離をいう。）

(イ) 本拠の位置から保管場所の位置までの距離が

○ 所在図・配置図には、方位及び縮尺の記載は必要としない。

○ 備付けの奈良県都市計画図により確認し、明らかに2 kmを超えると認められる場合以外は、受理すること。

	<p>2 km以内であるか。</p> <p>イ 配置図には、次の事項が記載されているか。</p> <p>(ア) 保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路の状況（明確な記載が必要。）</p> <p>(イ) 保管場所の位置とその大きさ及び道路の幅員</p> <p>(ウ) 保管場所の出入口が明示され、かつその幅員</p> <p>(6) 使用権原書の点検</p> <p>ア 記載内容は真正であるか。（口頭確認）</p> <p>イ 虚偽のある場合は処罰されることがあり得る旨を教示すること。</p>	<p>○ 2台以上の自動車を保管できる場所である場合は、保管場所の位置が特定できるように明示されているか。</p> <p>○ 次のいずれかの要件を充足している場合は、所在図を作成する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車（申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。）に係る本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る保管場所の位置が旧自動車の保管場所と同一であるとき（証明申請書に旧自動車の保管場所標章番号を記載して申請した場合に限る。） ・ 当該申請に係る本拠の位置が当該申請に係る保管場所の位置と同一であるとき。
<p>2 システムによるチェック</p>	<p>受理する前にシステムにより二重申請をチェックする。</p>	<p>○ 二重申請であることが判明すれば、申請者に確認する。</p> <p>○ 既に、自署又は他署で登録されている場合において、当該記録を削除する必要があるときは、削除又は通報の措置を講じること。</p>
<p>3 受理</p>	<p>書面審査及びシステムによるチェックが済め</p>	

ば、次の手順により受理する。

- (1) 証明申請書の2枚目に受付印を押す。
- (2) 自動車保管場所証明等取扱簿（別記様式第2。以下「取扱簿」という。）に所定の事項を登載する。
- (3) 証明書の番号欄に、取扱簿の整理番号を記入する。

- 整理番号は、7桁で、最初の1桁は署区分番号、次の桁は西暦年の下1桁、残り5桁は警察署ごとのその1年に受理した一連番号とする。

署区分番号は、次表のとおりとする。

警察署名		区分 番号	警察署名		区分 番号
Aグループ	奈良	1	Bグループ	奈良西	1
	生駒	2	Bグループ	郡山	2
	西和	3		天理	3
	桜井	4		桜井 (宇陀)	4
	天理 (田原本)	5		橿原	5
	高田	6		高田 (御所)	6
	五條	7		吉野 (さくら)	7
	吉野	8		香芝	8

一連番号は、前表のAグループの警察署にあつては、「00001」から、Bグループの警察署にあつ

	<p>(4) 証明申請書の2枚目に証紙をちょう付させる。</p> <p>(5) 交付予定日を申請者に告知し、警察署で作成している「自動車保管場所証明引換書」を交付する。</p>	<p>ては「50001」から始める。</p> <p>(例：奈良署1400001～、 奈良西署1450001～)</p> <p>署区分番号 西暦年の下 1桁</p> <p>一連番号</p> <p>○ 国及び地方公共団体については、手数料を免除されている。</p> <p>○ 申請時に、証明申請手数料を奈良県収入証紙（以下「証紙」という。）により徴収する。</p> <p>○ 標章交付手数料は、標章交付時、証紙により徴収する。</p> <p>○ 交付予定日は、原則として、受理した日の翌日から起算して3日以内とする。ただし、日曜日、土曜日及び休日については、日数の計算に入れない。</p>
--	--	--

別表 2

現地調査要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
1 現地調査の示達	復命期日は、原則として、示達当日とする。	
2 現地調査の要領	証明申請書の記載に基づき、自動車保管場所現地調査結果報告書（別記様式第3。以下「報告書」という。）に掲げる各項目について調査し、報告する。	<p>○ 現地調査は、申請に係る当該自動車の本拠の位置及び保管場所の位置について行う。</p> <p>○ 調査のため、土地又は建物に立ち入る必要があるときは、必ず相手方の承諾を得た上で立ち入るようにし、できる限り申請者等の立会いを求めること。</p> <p>○ 調査に際し、要求があれば、身分証明書を提示すること。</p> <p>○ 保管場所に通じる道路は、当</p>

		<p>該申請に係る自動車の通行が車両制限令に定める幅員の制限に抵触しないこと。ただし、道路管理者の発行する特殊車両通行許可（認定）がある場合を除く。</p> <p>○ 保管場所に通じる道路が、道路交通法第8条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止規制が行われていないこと。ただし、指定車、許可車として許可することにより当該申請に係る自動車の通行が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>○ 保管場所の大きさについては、当該自動車の全体を収容できること。</p>
--	--	---

別表 3

自動車保管場所証明の交付要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
1 判断	報告書を中心として、証明書の交付の可否を判断する。	○ 保管場所の一部を改善することによって証明書を交付できるものについては、改善措置を採らせるように努めること。
2 署長決裁	証明申請書の2枚目に署長決裁を受ける。	
3 証明書の作成	<p>(1) 証明書の作成</p> <p>証明書の番号欄に、取扱簿の整理番号が記入されているか確認する。</p> <p>(2) 証明書の日付は、署長決裁の日とする。</p>	
4 証明書	(1) 証明書の交付	○ 取扱簿の受領者欄に署名を徴

の交付等

署長は、保管場所が確保されていると認めた場合は、申請書の1枚目に署長印を押して速やかに証明書を交付する。

(2) 不可

ア 署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、証明申請書に「不可」と朱書きし、添付書面とともに速やかに返還する。

イ 申請者に、その理由を説明し、理解させるとともに、次の事項を書面で教示すること。

(ア) この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができること。

(イ) この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起する

して交付する。

- 車台番号が記載されていない場合には、証明書を交付しない。
- 申請者等に対して自動車登録番号を連絡するように依頼する。
- 不可とした場合は、証明申請書の2枚目に、朱書する。
- 取扱簿の不可月日理由の欄に返還日及び「不可」と朱書きし、理由を簡記する。
- 添付書面の写しを作成し、申請書の控えとともに保存する。
- 相手の申立てを十分聴取し、必要があれば再調査する。

	<p>ことができること。</p> <p>(ウ) 上記(ア)の審査請求をした場合には、(イ)の規定にかかわらず当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができること。</p>	
5 証明書 の再交付	<p>(1) 証明書の再交付の申請があった場合は、証明申請書を提出させる。</p> <p>(2) システムの記録と照合の上、再交付する。</p> <p>(3) 再交付する場合の証明内容は、先に交付した証明書の証明内容と同一のものであるから現地調査は省略し、証明年月日は、先に交付した証明書の証明年月日を記入する。</p>	<p>○ 再交付申請の理由をよく確かめる。</p> <p>○ 再交付した場合は、先に交付した証明書の控えの欄外及び取扱簿の右欄外に再交付の年月日及び理由を簡記し、経過を明らかにしておく。</p> <p>○ 再交付の場合は手数料を徴収しない。</p> <p>○ 証明書の証明日から1箇月以上経過した後になされた再交付申請は認められない。この場合には、改めて新規の証明申請手続きによること。</p>
6 簿冊	<p>完結した証明申請書は、整理番号順に自動車保管場所証明簿を作成し編綴する。</p>	<p>○ 証明申請書、所在図・配置図、使用権原書、報告書の順に編綴する。</p>

別表 4

保管場所標章の交付申請の受理及び交付要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
1 書面の 受理	<p>標章の交付を受けようとする者から標章交付申請書2通（証明申請書2通又は自動車保管場所届出書（施行規則別記様式第2号。以下「届出書」という。）1通とワンライティングになっ</p>	

	ている。)を提出させる。	
2 標章の作成及び交付	<p>(1) 標章は、次の場合に作成し、交付する。</p> <p>ア 証明書を交付するとき。</p> <p>イ 変更届出を受理したとき。</p> <p>ウ 保管場所標章再交付申請書（施行規則別記様式第6号。以下「標章再交付申請書」という。）を受理したとき。</p> <p>(2) 標章は、システムにより作成する。</p> <p>(3) 標章交付申請書の2枚目に受付印（標章の交付日）を押す。</p> <p>(4) 保管場所標章番号通知書（標章交付申請書の下欄。以下「通知書」という。）に標章に印字された標章番号を記入する。</p> <p>ア 標章交付申請書の申請年月日の欄には、標章の交付年月日を記入する。</p> <p>イ 標章交付手数料としての証紙を標章交付申請書の2枚目にちよう付し、署長決裁を受けた</p>	<p>○ 標章の再交付については、「別表5 保管場所標章の再交付申請の受理及び再交付要領」によること。</p> <p>○ 証明書交付時の標章作成は、システムにおいて交付申請に係る登録を行うことによって作成する。</p> <p>○ 変更届出時の標章作成は、システムにおいて変更届出に係る登録を行うことによって作成する。</p> <p>○ 標章の再交付申請時の標章作成は、システムにおいて再交付申請に係る登録を行うことによって作成する。</p> <p>○ 標章番号の欄は、アラビア数字で正確かつ明瞭に記入する。</p> <p>○ 標章番号は、9桁で、最初の2桁は標章の発行年の西暦の下2桁、次の6桁は警察署ごとのその年に発行した標章の一連番号、最後の1桁は0（再交付の場合は1、再々交付の場合は2</p>

	<p>後、控えとして保存する。</p> <p>(5) 通知書 1 枚目と標章を併せて交付する。</p>	<p>) とする。したがって、変更届出の手続きをしない限り、下 1 桁を除いて標章番号は変わらない。</p>
3 標章表示の教示	<p>標章の表示箇所、表示方法及び一度はがすと再使用はできない旨を教示する。</p>	<p>○ 後面ガラスの熱線部へちよう付することは避けるように教示する。</p>

別表 5

保管場所標章の再交付申請の受理及び再交付要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
1 書面の審査	<p>標章の再交付の申請があったときは、次の事項について審査する。</p> <p>(1) 再交付の申請は、標章再交付申請書 2 通（ワンライティングになっている。）とする。</p> <p>(2) 再交付申請の理由の欄は該当する事項に○印が付されているか。</p> <p>(3) その他各欄の記載事項の審査は、「別表 1 自動車保管場所証明書の交付申請の受理要領」を準用する。</p>	<p>○ 再交付ができる場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標章が滅失、損傷又は識別が困難となった場合 ・ 当該自動車の標章が貼付された後面ガラス又は車体の左側面が取り除かれた場合 ・ 標章貼付が不完全になった場合 ・ その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合
2 標章の作成及び交付	<p>(1) システムにより既に標章が交付されている自動車か否かを確認の上、標章を作成する。</p> <p>(2) 標章再交付申請書の下欄の保管場所標章番号通知書（以下「再交付通知書」という。）を作成する。</p> <p>ア 標章再交付申請書 2 枚目に受印を押す。</p> <p>イ 保管場所標章再交付取扱簿（別記様式第 4）の受理番号欄に</p>	

	<p>再交付申請を受理した順に一連番号としての番号を登載する。</p> <p>ウ 保管場所標章再交付取扱簿の整理番号欄には、取扱簿に登載されている整理番号を記載する。</p> <p>エ 標章交付手数料としての証紙は、標章再交付申請書の2枚目にちょう付し、署長決裁を受け、控えとして保存する。</p> <p>(3) 署長決裁を受ける。</p> <p>(4) 再交付通知書（提出された標章再交付申請書の1枚目）と標章を併せて交付する。</p> <p>(5) 標章再交付申請書の2枚目は、標章再交付申請簿に編綴し、保存する。</p>	
3 標章表示の教示等	<p>(1) 標章の表示箇所、表示方法及びはがすと再使用はできない旨を十分に教示する。</p> <p>(2) 既表示の標章を除去するよう指示する。</p>	○ 後面ガラスの熱線部へのちょう付は、避けるよう教示する。

別表 6

変更届出があった場合の事務取扱要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
1 書面の審査	<p>変更届出があったときは、次の事項について審査する。</p> <p>(1) 保管場所の位置が、届出を受けた警察署の管轄区域内で、かつ、本拠の位置から2 km以内か。</p> <p>(2) 変更届出の対象であるか。</p> <p>ア 保管場所の位置の変更のみであるか。</p>	<p>○ 保管場所が法の適用地域外であっても、本拠の位置が適用地域内にあるときは、変更届出を必要とする。</p> <p>○ 法第7条、第13条第4項又は附則第8項に該当するか。</p>

	<p>イ 本拠の位置の変更はないか（あれば、証明申請の手続きによる。）。</p> <p>(3) 変更届出に必要な書類は、そろっているか。</p> <p>ア 自動車保管場所届出書（施行規則別記様式第2号。以下「変更届出書」という。）1通（標章交付申請書2通とワンライティングになっている。）</p> <p>イ 添付書類については、「別表1 自動車保管場所証明書の交付申請の受理要領」を準用する。</p> <p>(4) 各欄の記載事項の審査</p> <p>ア 変更届出書みだし右側の括弧内の「新規・変更」のいずれかに○印が付されているか。（変更届出書の備考欄参照）</p> <p>イ 自動車の区分の欄の「登録」に○印が付されているか。</p> <p>ウ 自動車の保管場所の位置の欄の括弧内に、変更前の保管場所の位置が記載されているか。</p> <p>エ その他の欄の記載事項の審査については、「別表1 自動車保管場所証明書の交付申請の受理要領」を準用する。</p>	<p>○ 疎明書面に届出に必要となる書面である旨が記載されているか。</p> <p>○ 届出者が変更前の保管場所の位置を知り得ないときは、既に表示されている標章に記載されている標章番号、保管場所の位置及び署長名を記入させること。</p>
<p>2 判定、 標章作成 等</p>	<p>(1) システムによる確認等 システムにより、届出に係る保管場所が既に使用されている場所</p>	

	<p>でないかどうかを確認し、所要の変更登録をして標章を作成する。</p> <p>(2) その他の要領については、「別表4 保管場所標章の交付申請の受理及び交付要領」を準用する。</p>	
3 削除通知	<p>(1) 変更届出前の保管場所の位置が他署の管内であるときは、電話等により、当該警察署にシステムの記録の削除を依頼する。</p> <p>(2) 削除の依頼を受けた警察署は、システムの記録を削除する。</p>	

別表7（第3関係）

軽自動車の保管場所届出の受理要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
1 書面審査	<p>(1) 軽自動車の保管場所の届出があったときは、次の事項を審査する。</p> <p>ア 本拠の位置が法の適用地域内か。</p> <p>イ 保管場所の位置が届出を受けた警察署の管轄区域内か。</p> <p>(2) 新規・変更届出の対象であるか。</p> <p>ア 新規届出義務の適用を受けるか。</p> <p>イ 変更届出義務の適用を受けるか。</p> <p>ウ 保管場所の位置の変更のみであるか。</p>	<p>○ 保管場所の位置が法の適用地域外であっても、本拠の位置が適用地域内にあるときは、届出を必要とする。</p> <p>○ 法第5条若しくは第7条又は附則第7項各号に該当するか。</p> <p>○ 本拠の位置の変更があれば、新規届出となる。</p>

(3) 届出書類はそろっているか。

ア 届出書1通、標章交付申請書2通とワンライティングになっている。

イ 保管場所の所在図・配置図各1通

ウ 使用権原書1通
使用権原書は、次に掲げるものとする。

(ア) 自動車の保有者自身の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面

(イ) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する書面

例えば、次に掲げるものをいう。

- ・ 保管場所使用承諾証明書
- ・ 駐車場賃貸

○ 届出の疎明書面である旨が記載されているか。

○ 土地又は建物（両方に該当する場合は、双方）の疎明書面である旨が記載されているか。

○ 住所、氏名等は届出書と一致しているか。

○ 「使用期間」が、1か月以上であること。

○ モータープール、月極駐車場等を保管場所と

借契約書の写し又は駐車場の領収書等

- ・ 独立行政法人都市再生機構等の法人が発行する確認証明書

(ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用承諾証明書

(4) 届出書その他の書類の記載内容の点検
ア 届出書みだし右側の括弧内の「新規・変更」のいずれかに○印が付されているか。(届出書の備考欄参照)

イ 「自動車の区分」欄の「軽」に○印が付されているか。

ウ 変更届出の場合、「自動車の保管場所の位置」欄の括弧内に変更前の位置の記載があ

して使用する場合は、契約の期間が1か月以上であること。

○ 共有者全員の住所及び氏名が記載されているか。

○ 届出者が、変更前の位置を知り得ないときは、既に表示されている保管場所標章番号及び警察署長名を記入させること。

るか。

エ 届出書記載内容
の点検

(ア) 車名の欄
メーカー名が
正確に記載され
ているか。

(イ) 型式の欄
正確に記載さ
れているか。

(ウ) 車台番号の欄
届出時に車台番
号が未だ確定し
ないため、空欄
である場合も有
効なものとして
受理する。

(エ) 自動車の大き
さの欄
長さ、幅及び
高さが正確に記
載されている
か。

(オ) 自動車の使用
の本拠の位置の
欄

・ 町名及び地
番が通称名で
記載されてい
ないか。

・ 地番が略さ
れていない
か。

○ 誤記、記載漏れの場合は、訂正、補正を確実に
行わせる。

○ 訂正する場合は、訂正箇所に署長印を押すこ
と。

○ 同一保管場所で2件以上の届出の場合、届出
書は各別とする。ただし、使用権原書、所在図
・ 配置図は、それぞれ各1通でよい。この場合
の手数料は各1件として扱うこと。

○ 多くの場合は、住民票に記載されている住所
と一致するのでこれにより記載させること。

- (カ) 自動車の保管場所の位置の欄
- a 町名及び地番が通称名で記載されていないか。
- b 地番が略されていないか。
- (キ) 届出者の住所の欄
- 本拠の位置と住所が一致しているか（法人等の場合を除く）。
- (ク) 氏名にはフリガナが付されているか。
- (ケ) 自己単独所有
- ・その他の欄
- 自分の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、「自己単独所有」に、それ以外の場合には、「その他」に○印が付されているか。
- (コ) 自動車登録番号の欄
- 可能な限り、住民登録の住所又は固定資産台帳に記載された所在地を記載させる。
- 駐車場の場合は、
- ・ 駐車場名を正確に記載させる。
 - ・ 可能な限り駐車枠を記載させる。

保有者又は自動車販売業者等に登録後連絡をするよう依頼し、追記する。

(サ) 連絡先の欄

保有者本人以外の者（例えばディーラー）が届出をした場合には、その者の氏名及び電話番号を記載させる。

(5) 所在図・配置図の点検

ア 所在図には、次の事項が記載されているか。

○ 所在図・配置図には、方位及び縮尺の記載は必要としない。

(ア) 本拠の位置と保管場所の位置及びその間の距離（直線距離をいう。）

(イ) 本拠の位置から保管場所の位置までの距離が2 km以内であるか。

○ 備付けの奈良県都市計画図により確認し、明らかに2 kmを超えると認められる場合以外は受理すること。

イ 配置図には、次の事項が記載されているか。

○ 2台以上の自動車を保管できる場所である場合は、保管場所の位置が特定できるように明示されているか。

(ア) 保管場所並び

○ 次のいずれかの要件を充足している場合は、

	<p>に当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路の状況（明確な記載必要）</p> <p>(イ) 保管場所の位置とその大きさ及び道路の幅員</p> <p>(ウ) 保管場所の出入口が明示され、かつその幅員</p> <p>(6) 使用権原書の点検</p> <p>ア 記載内容は真正であるか。（口頭確認）</p> <p>イ 虚偽のある場合は処罰されることがあり得る旨を教示すること。</p>	<p>所在図を作成する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該届出に係る本抛の位置が旧自動車（届出者が所有者である自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。）に係る本抛の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る保管場所の位置が旧自動車の保管場所の位置と同一であるとき（届出書に旧自動車の保管場所標章番号を記載して申請した場合に限る。）。 当該届出に係る本抛の位置が当該届出に係る保管場所の位置と同一であるとき。
<p>2 システムによるチェック</p>	<p>受理する前にシステムにより届出が重複していないかをチェックする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出が重複していることが判明すれば、届出者に確認する。 既に、自署又は他署で登録されている場合において、当該記録を削除する必要があるときは、削除又は通報の措置を講じること。
<p>3 受理及び標章作成</p>	<p>書面審査及びシステムによるチェックが済めば、次の手順により受理する。</p> <p>(1) 届出書に受付印を押す。</p> <p>(2) 取扱簿に所定の事項を登載する。</p>	

(3) 通知書の番号欄に、取扱簿の整理番号を記入する。

○ 整理番号は、7桁で、最初の1桁は署区分番号、次の桁は西暦年の下1桁、残り5桁は警察署ごとのその1年に受理した一連番号とする。
署区分番号は、次表のとおりとする。

警察署名		区分 番号	警察署名		区分 番号
Aグループ	奈良	1	Bグループ	奈良西	1
	生駒	2		郡山	2
	西和	3		天理	3
	桜井	4		桜井 (宇陀)	4
	天理 (田原 本)	5		橿原	5
	高田	6		高田 (御所)	6
	五條	7		吉野 (さく ら)	7
	吉野	8		香芝	8

一連番号は、前表のAグループの警察署にあつては、「00001」から、Bグループの警察署にあつては「50001」から始める。

(例：奈良署 1 4 0 0 0 0 1 ~、
奈良西署 1 4 5 0 0 0 1 ~)

署区分番号
西暦年の下
1桁

一連番号

(4) 標章交付申請手数料としての証紙を標章交付申請書の2枚目に貼付させる。

○ 国及び地方公共団体については、手数料を免除されている。
○ 届出時に標章交付申請手数料を証紙により徴収する。

4 交付

(1) 標章は、次の場合

に作成し、交付する。

ア 新規届出及び変更届出を受理したとき。

イ 標章再交付申請書を受理したとき。

(2) 標章は、システムにより作成する。

(3) 標章交付申請書の2枚目に受付印を押す。

(4) 通知書には標章に印字された標章番号を記入する。

ア 通知書の申請年月日の欄には、標章の交付年月日を記入する。

○ 新規届出時の標章作成は、システムにおいて新規届出に係る登録を行うことによって作成する。

○ 変更届出時の標章作成は、システムにおいて変更届出に係る登録を行うことによって作成する。

○ 標章の再交付申請時の標章作成は、システムにおいて再交付申請に係る登録を行うことによって作成する。

○ 標章番号の欄は、アラビア数字で正確、かつ明瞭に記入する。

○ 標章番号は、9桁で、最初の2桁は標章の発行年の西暦の下2桁、次の6桁は警察署ごとのその年に発行した標章の一連番号、最後の1桁は0（再交付の場合は1、再々交付の場合は、2）とする。したがって、変更届出の手続きをしない限り、下1桁を除いて標章番号は変わらない。

	<p>イ 証紙のちょう付された標章交付申請書の2枚は、署長決裁を受けた後、控えとして保存する。</p> <p>(5) 通知書1枚目と標章を併せて交付する。</p>	
<p>5 再交付</p>	<p>(1) 標章の再交付の申請があったときは、次の事項について審査する</p> <p>ア 再交付の申請は、標章再交付申請書2通（ワンライティングになっている。）とする。</p> <p>イ 再交付申請の理由の欄は該当する事項に○印が付されているか。</p> <p>(2) システムにより既に標章が交付されている自動車か否かを確認の上、標章を作成する。</p> <p>(3) 再交付通知書を作成する。</p> <p>ア 標章再交付申請書2枚目に受付印を押す。</p>	<p>○ 再交付ができる場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標章が滅失、損傷又は識別が困難となった場合 ・ 当該自動車の標章が貼付された後面ガラス又は車体の左側面が取り除かれた場合 ・ 標章貼付が不完全になった場合 ・ その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

	<p>イ 保管場所標章再 交付取扱簿の受理 番号欄に再交付申 請を受理した順に 一連番号としての 番号を登載する。</p> <p>ウ 保管場所標章再 交付取扱簿の整理 番号欄には、取扱 簿に登載されてい る整理番号を記載 する。</p> <p>エ 標章交付手数料 としての証紙は、 標章再交付申請書 の2枚目にちょう 付し、署長決裁を 受け、控えとして 保存する。</p> <p>(4) 署長決裁を受け る。</p> <p>(5) 再交付通知書（提 出された標章再交付 申請書の1枚目）と 標章を併せて交付す る。</p> <p>(6) 標章再交付申請書 の2枚目は、標章再 交付申請簿に編綴 し、保存する。</p>	
<p>6 標章表 示の教示</p>	<p>(1) 標章の表示箇所、 表示方法及び一度は がすと再使用はでき</p>	<p>○ 後面ガラスの熱線部へちょう付することは避 けるように教示する。</p>

	<p>ない旨を教示する。</p> <p>(2) 再交付の場合は、既表示の標章を除去するよう指示する。</p>	
7 削除通知	<p>(1) 変更届出前の保管場所の位置が他署の管内であるときは、電話等により、当該警察署にシステムの記録の削除を依頼する。</p> <p>(2) 削除の依頼を受けた警察署は、システムの記録を削除する。</p>	

別表 8

電子申請に係る自動車保管場所証明事務等取扱要領

項目	処理内容	処理上の留意事項
1 電子申請の到着時の措置	<p>申請の到達があったときは、自動車保管場所証明等取扱簿（電子申請用）（別記様式第5。以下「取扱簿（電子申請用）」という。）に必要事項を記載するとともに、次の事項を審査する。</p> <p>(1) 証明書の交付対象か。</p> <p>ア 本拠の位置が法の適用地域内か。</p> <p>イ 保管場所の位置が、申請を受けた警察署の管轄区域内か。</p> <p>ウ 新規登録にあたるか。</p> <p>(2) 審査に必要となる事項は入力されているか。</p> <p>ア 証明申請書に記載すべき事項</p>	<p>○ 保管場所の位置が法の適用地域外にあっても、本拠の位置が適用地域内にあるときは証明を必要とする。</p>

イ 保管場所の所在図・配置図

ウ 使用権原書

使用権原書は、次に掲げるものとする。

(ア) 自動車の保有者自身の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面

(イ) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する書面
例えば、次に掲げるものをいう。

- ・ 保管場所使用承諾証明書
- ・ 駐車場賃貸借契約書の写し又は駐車場の領収書等
- ・ 独立行政法人都市再生機構等の法人が発行する確認証明書

(ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用承諾証明書

(3) 証明申請書に記載すべき事項の点検

ア 車名の欄

○ 証明申請の疎明書面である旨が記載されているか。

○ 土地又は建物（両方に該当する場合は、双方）の疎明書面である旨が記載されているか。

○ 住所、氏名等は証明申請書に記載すべき事項と一致しているか。

○ 「使用期間」が、1か月以上であること。

○ モータープール、月極駐車場等を保管場所として使用する場合は、契約の期間が1か月以上であること。

○ 共有者全員の住所及び氏名が記載されているか。

メーカー名が正確に入力されているか。

イ 型式の欄

正確に入力されているか。

ウ 車台番号の欄

申請時に車台番号が未だに確定しないため、空欄である場合も有効なものとして受理する。

エ 自動車の大きさの欄

長さ、幅及び高さが正確に入力されているか。

オ 自動車の使用の本拠の位置の欄

(ア) 町名及び地番が通称名で入力されていないか。

(イ) 地番が略されていないか。

カ 自動車の保管場所の位置の欄

(ア) 町名及び地番が通称名で入力されていないか。

(イ) 地番が略されていないか。

キ 申請者の住所の欄

本拠の位置と住所が一致しているか（法人等の場合を除く。）。

○ 車台番号が入力されていないときは、システムにより車台番号を照会する。この場合において、2により補正すべき事項を通知したときは、当該通知に係る補正がなされた後に照会すること。

○ 駐車場の場合は、

- ・ 駐車場名が正確に入力されているか。
- ・ 可能な限り駐車枠が入力されているか。

を確認する。

ク 氏名のフリガナが入力されているか。

ケ 使用権限の欄

自分の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、「自己」と、それ以外の場合には、「その他」と入力されているか。

コ 現車登録番号の欄

空欄である場合には、申請者に、2により通知し、入力させる。

サ 連絡先の欄

保有者本人以外の者（例えば、ディーラー）が申請した場合には、その者の氏名及び電話番号が入力されているか。

(4) 所在図・配置図の点検

ア 所在図には、次の事項が記載されているか。

(ア) 本拠の位置と保管場所の位置及びその間の距離（直線距離をいう。）

(イ) 本拠の位置から保管場所の位置までの距離が2 km以内であるか。

イ 配置図には、次の事項が記載されているか。

(ア) 保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路の状況（明確な記載が必要。）

(イ) 保管場所の位置とその大き

○ 所在図・配置図には、方位及び縮尺の記載は必要としない。

○ 2台以上の自動車を保管できる場所である場合は、保管場所の位置が特定できるように明示されているか。

○ 次のいずれかの要件を充足している場合は、所在図を作成する必要はない。

	<p>さ及び道路の幅員</p> <p>(ウ) 保管場所の出入口が明示され、かつ、その幅員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る本抛の位置が旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。）に係る本抛の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る保管場所の位置が旧自動車の保管場所の位置と同一であるとき（旧自動車の保管場所標章番号を連絡して申請した場合に限る。）。 当該申請に係る本抛の位置が当該申請に係る保管場所の位置と同一であるとき。
2 補正の通知	<p>審査の結果、入力事項に誤り等があるときは、申請者に対し、システムにより補正すべき事項を通知する。</p>	
3 現地調査	<p>現地調査については、「別表2 現地調査要領」を準用する。</p>	<p>申請に係る入力事項に誤入力等がないと認めたときは、速やかに現地調査を行わなければならない。</p>
4 署長決裁	<p>システムから出力した証明申請書、所在図・配置図及び使用権原書に報告書を添えて、署長決裁を受ける。</p>	
5 証明通知等	<p>(1) 証明通知</p> <p>署長は、保管場所が確保されていると認めた場合は、申請の到達があった日から4日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に申請者に対し、自動車保管場所証明に係る通知（以下「証明通知」という。）を行う。</p>	<p>○ 補正すべき事項がある場合又は車台番号が入力されていない場合における証明通知の期限は、4日を超えることができるものとする。</p> <p>○ 証明通知を行ったときは、取扱簿（電子申請用）に通知月日を記載する。</p>
	<p>(2) 証明通知を行わない場合の措置</p>	

ア 次のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、証明通知を行わない旨をシステムにより通知する。

(ア) 保管場所が確保されていると認められない場合

(イ) 2により補正すべき事項を通知した場合であって、当該通知をした翌日から起算して5日（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）以内に補正がなされないとき。

(ウ) 車台番号が入力されていないため、システムにより車台番号を照会した場合であって、当該照会をした日から30日以内に回答がなされないとき。

○ 申請者が補正した事項に誤り等があるときは、申請者に対し、電話等により連絡するものとする。

○ (イ)の補正及び(ウ)の回答の期限については、国土交通省が定める自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用規約に基づくものである。

イ アの通知を行うときは、次の事項も併せて通知する。

(ア) この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができること。

(イ) この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代

	<p>表する者は奈良県公安委員会) を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができること。</p> <p>(ウ) (ア)の審査請求をした場合には、(イ)の規定にかかわらず当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができること。</p>	
<p>6 標章の作成及び交付</p>	<p>(1) 標章は、システムにより作成する。</p> <p>(2) 保管場所標章番号通知書（施行規則別記様式第4号）に標章に印字された標章番号を記入する。</p> <p>(3) 標章交付手数料の納付があったときは、保管場所標章番号通知書と標章を併せて交通部交通規制課に送付するものとする。</p>	<p>○ 標章番号の欄は、アラビア数字で正確かつ明瞭に記入する。</p> <p>○ 標章番号は、9桁で、最初の2桁は標章の発行年の西暦の下2桁、次の6桁は警察署ごとのその年に発行した標章の一連番号、最後の1桁は0（再交付の場合は1、再々交付の場合は2）とする。したがって、変更届出の手続きをしない限り、下1桁を除いて標章番号は変わらない。</p> <p>○ 保管場所標章番号通知書及び標章は、交通部交通規制課において一括して交付する。</p> <p>○ 保管場所標章番号通知書及び標章を送付したときは、取扱簿（電子申請用）に送付月日を記</p>

		載した上で、確認印欄に押印すること。
7 標章表示の教示	標章の表示箇所、表示方法及び一度はがすと再使用はできない旨を教示する。	○ 後面ガラスの熱線部へ貼付することは避けるように教示する。

別記様式第3

		警察署整理番号	第	号
		調査月日	月	日
自動車保管場所現地調査結果報告書				
年 月 日				
警察署長殿				
調査員				
申請者の住所、氏名				
自動車保管場所の位置				
駐車場の名称	号	収容可能台数	台	
駐車場区画番号		駐車場面積	m ²	
	調 査 事 項	適	否	
調 査 結 果	1 保管場所が実在するか。	する	しない	
	2 道路上の場所でないか。	ない	道路上	
	3 自動車が入り出すための道路は、当該自動車が通行できる幅員があるか。	ある	ない	
	4 自動車が入り出すための道路は、道交法、道路法の規定による通行の禁止制限がされていないか。	いない	いる	
	5 保管場所は、申請に係る自動車を収容できる広さがあるか。	ある	ない	
	6 保管場所が商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等主として他の目的に使用される場所でないか	ない	ある	
	7 保管場所は、危険物の製造所、貯蔵所及びこれらの保有あき地でないか。	ない	ある	
	8 所在図・配置図の記入は実際の状況と一致しているか。	いる	いない	
	9 その他実際に使用できる状況にあるか。	ある	ない	
(不適當な状況その他特記事項)				

- 注：1 収容可能台数は、普通乗用自動車を基準とする。
 2 駐車場の名称がない場合は、管理者名を記入すること。
 3 特記事項欄には、不適當な状況その他保管場所として使用できない事実を具体的に記入すること。

